

業庫第8号(例)

2025年2月14日

代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率の改定に伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2025年4月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

## 「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫送金編 特殊1 2. の注意事項（右ページ）④を横線のとおり改める。

- ④ 「所定の外貨の種類」（送金を要する外貨とし得る外貨の種類）および「所定の換算率」（外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率）は、次表に掲げるとおり（令和~~6~~7年4月1日から適用）。

1. アメリカ合衆国通貨	1 ドルにつき本邦通貨	<del>139</del> <u>150</u> 円
2. 英国通貨	1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨	<del>172</del> <u>192</u> 円
3. 欧州経済通貨統合参加国通貨	1 ユーロにつき本邦通貨	<del>149</del> <u>163</u> 円
4. オーストラリア通貨	1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨	<del>93</del> <u>100</u> 円
5. カナダ通貨	1 カナダ・ドルにつき本邦通貨	<del>103</del> <u>110</u> 円
6. シンガポール通貨	1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨	<del>103</del> <u>113</u> 円
7. スイス通貨	1 スイス・フランにつき本邦通貨	<del>153</del> <u>171</u> 円
8. スウェーデン通貨	1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨	<del>13</del> <u>14</u> 円
9. タイ通貨	100 バーツにつき本邦通貨	<del>399</del> <u>425</u> 円
10. 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	1 香港・ドルにつき本邦通貨	<del>18</del> <u>19</u> 円
11. デンマーク通貨	1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨	<del>20</del> <u>22</u> 円
12. ノルウェー通貨	1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨	<del>13</del> <u>14</u> 円
13. ロシア通貨	100 ルーブルにつき本邦通貨	<del>175</del> <u>166</u> 円
14. アラブ首長国連邦通貨	1 ディルハムにつき本邦通貨	<del>38</del> <u>41</u> 円
15. チェコ通貨	100 コルナにつき本邦通貨	<del>623</del> <u>654</u> 円
16. ニュージーランド通貨	1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨	<del>86</del> <u>92</u> 円
17. サウジアラビア通貨	1 リヤールにつき本邦通貨	<del>37</del> <u>40</u> 円
18. インド通貨	100 ルピーにつき本邦通貨	<del>169</del> <u>180</u> 円